

AAMT長尾賞学生奨励賞規約

第1条

長尾博士による「2005年日本国際賞」受賞を記念し、アジア太平洋機械翻訳協会（以下「AAMT」と略す）は、機械翻訳研究に携わる優秀な研究者と判断される当協会個人会員もしくは当協会個人会員の研究室に所属する個人に対して、年次総会において賞を授与する。賞の名称は「AAMT長尾賞学生奨励賞」とする。

第2条

AAMTは、受賞者の公正な選考のために「AAMT長尾賞学生奨励賞審査委員会」を設置することができる。AAMT会長は3~5名の委員を任命し、そのうち1名が委員長を務めるものとする。

第3条

応募者は総会の2ヶ月以上前までに長尾賞学生奨励賞委員会に提出することができる。

第4条

委員長は、本規約の運用にあたって細則を定めることができる。

「AAMT長尾賞学生奨励賞」規約運用細則

授賞対象について次の通り定める。

- (1) 賞状と賞品（図書カード1万円分）を授与する。
- (2) 受賞対象者は応募論文執筆時点で学生であること。
 1. 受賞対象者あるいは受賞対象者の指導教員は AAMT 会員であること。
（会員期間は受賞時期とする）
 2. 受賞対象者は過去に AAMT 長尾賞学生奨励賞を受賞していないこと。
 3. 応募者は AAMT 会員であること。
（会員期間は受賞時期とする）
 4. 応募者は受賞対象者が主筆者として執筆した論文を提出すること。
- (3) 応募論文は、未発表、もしくは募集開始日から過去3年以内に発表した論文（卒業論文、学位論文を含む）かつ、AAMT長尾賞学生奨励賞に未応募の論文とする。
 1. 受賞者は受賞論文の概要文を作成し、AAMT ジャーナルへ寄稿すること。